

釜石都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設の変更

釜石都市計画 一団地の津波防災拠点市街地形成施設(鵜住居地区)を次のように 変更 する。

名 称			一団地の津波防災拠点市街地形成施設(鵜住居地区)		
位 置			岩手県釜石市鵜住居町第 13 地割、鵜住居町第 15 地割、鵜住居町第 16 地割の各一部		
面 積			約 16.4h a		
住宅施設、公益的施設又は特定業務施設及び公共施設の位置及び規模	公益的施設		約 16.1ha	備考	小・中学校等、防災施設、体育館、地域交流施設、購買施設、駐車場等を配置する。
	公益的・住宅施設		約 0.3ha		市役所出張所、住宅等を配置する。
	特定業務施設		—		—
	公共施設	その他公共施設	下水道 ①雨水：鵜住居川へ直接放流する。 ②汚水：公共下水道により集水し、流末処理場を経由して長内川へ放流する。 上水道 釜石市営水道により供給する。		
計			約 16.4ha		
建築物の高さの最高限度若しくは最低限度			30m 以下		
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度若しくは最低限度			—		
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度			—		

「区域、住宅施設、公益的施設及び公共施設の位置は計画図表示のとおり」

理由

東日本大震災津波の被災から早期復興を図るため、本案のように変更するものである。

理 由 書

東日本大震災による大津波により、鵜住居駅周辺の大半の住宅、教育施設、公益施設、業務施設等が倒壊したため、早期の復旧が必要である。

本事業では、今次津波が発生しても浸水しない高台の確保と宅地の嵩上げを行うこと等により、新たに整備する道路網も活用しながら、今後津波が発生した場合においても都市機能を維持するための拠点となる、防災機能、居住機能を有した市街地を形成するため、災害公営住宅、小・中学校、防災施設、消防署他の施設の整備を行うため平成 24 年 11 月 30 日に、一団地の津波防災拠点市街地形成施設（鵜住居地区）として、都市計画決定している。

今般、小・中学校等の設計が進捗したこと、土地区画整理事業等の進捗に伴い国道 45 号沿線に換地をうけ自らの土地での商業施設等の再建意向が確認されたこと、並びに鵜住居駅前エリアにおいて体育館、地域交流施設、市役所出張所及び災害公営住宅等の立地による拠点形成を進めるため、公益的施設の変更及び公益的・住宅施設の拡充等を図ることとした。

このことから、一団地の津波防災拠点市街地形成施設（鵜住居地区）を、本案のとおり変更するものである。